

食品安全委員会第654回会合議事録

1. 日時 平成29年6月20日（火） 14：00～14：50

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に關す食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 3品目

[1] 亜鉛 [2] カプリン酸グリセリル

[3] グリセリンクエン酸脂肪酸エステル

(厚生労働省からの説明)

- ・農薬 3品目

〔1〕 アミスルブロム 〔2〕 クロルピクリン

[3] ジメテナミド

(厚生労働省からの説明)

- ・飼料添加物 1品目1案件

[1] 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛

〔２〕飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正について

(農林水産省からの説明)

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

- ・平成28年度食品安全委員会運営状況報告書について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

農林水産省 沖田畜水産安全管理課課長補佐

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「カプリン酸グリセリル」「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」「アミスルブロム」「クロルピクリン」「ジメテナミド」及び「亜鉛」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料 1－3 2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン亜鉛の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

資料 1－4 飼料添加物サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

資料 2 平成28年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

6. 議事内容

○佐藤委員長 それでは、ただ今から第654回「食品安全委員会」会合を開催いたします。
本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長、農林水産省から沖田畜水産安全管理課課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第654回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は5点ございます。

資料 1－1 が「食品健康影響評価について」、資料 1－2 が「「カプリン酸グリセリル」「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」「アミスルブロム」「クロルピクリン」「ジメテナミド」及び「亜鉛」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料 1－3 が「2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン亜鉛の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について」、資料 1－4 が「飼料添加物サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について」、資料 2 が「企画等専門調査会における審議結果について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から6月15日付で食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質3品目、農薬3品目、農林水産省から6月13日付で飼料添加物1品目1案件について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質のうち、カプリン酸グリセリル及びグリセリンクエン酸脂肪酸エステル並びに農薬3品目について、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2に従いまして、御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、農薬「カプリン酸グリセリル」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴い、食品健康影響評価をお

願いするものでございます。本件につきましては、食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて意見を求めるものでございます。

本品は、食品添加物においてはグリセリン酸脂肪エステル的一种として指定されておりまして、この添加物におきましては、使用基準は設定されておらず、洋菓子、パン等に乳化剤として使用されてございます。このため、カプリン酸グリセリルについても安全性が高いと思われることから、食品衛生法第11条第3項の規定による、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものとして定める対象外物質として定めることについて、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫殺菌剤でございます。

作用機構は、本品が虫体を被覆し、気門を封鎖することによる殺虫効果と、うどんこ病に対しまして、分生子の収縮、発芽防止、菌糸の伸長抑制等により殺菌作用を示すと考えられてございます。

日本におきましては、今回、野菜類への新規登録申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておりませんが、JECFAにおきましては、ADIは設定の必要なしと評価されてございます。諸外国におきましては、基準値は設定されてございません。

食品安全委員会での評価ですが、今回が初回ということでございます。

続きまして、2剤目、農薬「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録の申請に伴うことにより、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品につきましては、1剤目と同様に、グリセリン脂肪酸エステル的一种として指定されており、使用基準は設定されておらず、洋菓子等に乳化剤として使用されてございます。このため、グリセリンクエン酸脂肪酸エステルにつきましても、安全性が高いと思われることから、食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

作用機構は、本品が虫体を被覆し、気門を封鎖することにより殺虫効果を示すと考えられてございます。

日本におきましては、今回、いちごへの新規登録申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておりませんが、JECFAではADIの設定の必要なしと評価されてございます。また、諸外国においては基準値は設定されてございません。

食品安全委員会での評価ですが、今回が初回となっております。

続きまして、3剤目、農薬「アミスルブロム」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がされており、トマト、てんさい、キャベツ等に対する適用がございます。今回は、しょうがにつきまして使用液量等の変更、こんにゃくへの適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準も設定されてございません。諸外国におきましては、米国におけるぶどう、トマト等を初めといたしまして、ここに記載されてありますような作物に基準が設定されてございます。

食品安全委員会での御評価ですが、これまで4回評価を受けておりまして、直近の評価では、ADIは0.1 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしと評価されてございます。

続きまして、4剤目、農薬「クロルピクリン」でございます。

本件につきましては、適用拡大申請に伴う基準設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。土壌燻蒸剤として使用されてございます。

日本におきましては農薬登録がなされており、小麦、大麦、ばれいしょ等に対する適用がございます。今回、パセリ、みつば等への適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは1965年にデータが足りないということから、ADIは評価できないとされておりまして、国際基準もございません。海外においては、カナダにおけるばれいしょ、キャベツ、トマト等を初めといたしまして、ここに記載されてありますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価は今回が初めてでございます。

続きまして、5剤目、農薬「ジメテナミド」でございます。

本件につきましては、適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、キャベツ、たまねぎ、だいず等に対する適用がございます。今回、ブロッコリーへの適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでADIが0.07 mg/kg 体重/day、ARfDが0.5 mg/kg 体重とされており、ばれいしょ、たまねぎ、畜産物等に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国におけるたまねぎ、てんさい、とうもろこし等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会においては、平成21年6月に御評価をいただいております、ADIが0.038 mg/kg 体重/dayとなっております。

別添2といたしまして、食品安全委員会に評価依頼を2回以降お願いするものについて追加データを出させたものを列記させていただいております。

○佐藤委員長　ここで一度よろしいですか。

それでは、今まで御説明いただいたことの内容について、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員　4剤目のクロルピクリンなのですけども、これは昔からある剤だと思うのですが、用途のところに殺菌剤と書いてあるのですが、先ほどの作用機構の御説明だと、土壌病害虫や雑草等にも障害を与えるという、何か殺虫剤や除草剤みたいな感じもするのですけれども、これは殺菌剤ということではよろしいのでしょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長　御指摘のとおりいろいろなものに使われます。例えば線虫の駆除とかそういうものにも効果があるということですけども、申請上は殺菌剤とされていますので、ここでは殺菌剤と書かせていただきましたが、いろいろなものに効くというのはおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長　広範囲に効くということなのですけども。

○村田委員　そういうのを殺菌剤と言って構わない訳ですねという質問だったのです。

○佐藤委員長　殺虫殺菌剤とでも言っていた方が、分かりがよいような気がしますけれども、区分としては一応殺菌剤ということなのですね。

○黒羽残留農薬等基準審査室長　そうですね。菌類に対しましても効果があるということです、申請のカテゴリーとしては殺菌剤に入っているということでございます。

○佐藤委員長　他にどなたか御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

○村田委員　今の続きで、これは多分、揮発性が結構あるような気がするのですけれども、使用者に対する安全性みたいなものは別に定めとかがあるのでしょうか。その辺のところを教えてくださいませんか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長　使用方法については農林水産省で定めているかと思いますが、ちょっと詳しくは存じ上げません。

○村田委員　分かりました。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますか。

私から1つ、ジメテナミドなのですけれども、これは卵とか乳とかが対象になっているようなのですが、これはどういう使い方をするのか、もしお分かりだったら教えていただきたいのです。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 こちらは飼料となる作物に対して使用されることから、卵とか乳とか、そういうものに基準値がついているということでございます。

○佐藤委員長 分かりました。ありがとうございます。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「アミスルブロム」及び「ジメテナミド」の2品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づいて、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。

まず、農薬「アミスルブロム」につきましては、作物残留試験及び土壌残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。しかし、農薬「ジメテナミド」につきましては、作物残留試験に加え、先ほどの資料1-2に記載していただきましたように、ラットの急性神経毒性試験など多くの動物実験、毒性試験なども追加されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、農薬「アミスルブロム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのもので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂する。農薬「ジメテナミド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められるとのもので、農薬専門調査会で調査審議するというところでよろしいでしょ

うか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長　ありがとうございます。

あと、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質のうち「カプリン酸グリセリル」及び「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」並びに農薬「クロルピクリン」については、農薬専門調査会で審議することといたします。

続きまして、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質のうち、残りの1品目「亜鉛」について、引き続き、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長　それでは、続きまして、飼料添加物・動物用医薬品の「亜鉛」でございます。

本件につきましては、亜鉛を含む製剤である2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛につきまして、飼料安全法に基づく飼料添加物の指定に係る意見聴取がなされてございます。また、亜鉛につきましては、ポジティブリスト制度導入時に食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に暫定的に設定されていることから、食品安全基本法第21条第2項に基づき、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、無機物の補給等でございます。

日本におきましては、炭酸亜鉛または硫酸亜鉛等として、飼料添加物及び動物用医薬品として使用されてございます。国際機関における評価ですが、JECFAにおきまして、PMTDIが0.3から1 mg/kg 体重/dayとされており、国際基準は設定されてございません。また、諸外国におきましても基準は設定されてございません。

食品安全委員会の評価は、今回、初回となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、農林水産省からの評価申請品目、飼料添加物1品目について、農林水産省の沖田畜水産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。

○沖田畜水産安全管理課課長補佐　まず、説明の冒頭に当たりまして、本来ですと当課、畜水産安全管理課の課長が参りまして説明をするところですが、本日、所用によりまして

出席することができませんでしたので、私がかわりに御説明を申し上げたいと思います。畜水産安全管理課で飼料安全法を担当しております沖田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料１－３に沿って、２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について、御説明をさせていただきます。

今回、食品健康影響評価をお願いする物質は、２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛でございます。これは、２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンと亜鉛とが結合した物質でございます。２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンは、アミノ酸であるメチオニンの補給を目的として、平成３年に飼料添加物として既に指定されているものでございます。また、亜鉛につきましても、先ほど厚生労働省から説明がありましており、亜鉛を補給する目的の飼料添加物として、炭酸亜鉛、硫酸亜鉛が指定されています。また、ペプチド亜鉛等についても既に指定をされているところでございます。

今回要望のあった２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛でございますが、これの目的は、亜鉛及びメチオニンの補給ということで、亜鉛の補給に関しましては、一般的に有機体の亜鉛は無機体亜鉛に比べて生体利用性が高いと考えられておりまして、今回評価をお願いする２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛については有機体の亜鉛ということで、無機体の亜鉛よりも効率的に亜鉛の補給ができるものと考えられます。

「２．改正の概要」でございます。２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛を飼料添加物として指定をいたしまして、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定いたします。飼料安全法に定められております飼料添加物の用途の分類で言いますと、この２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給というものを用途として使うこととなります。対象となる家畜につきましては、全ての家畜を対象とする飼料添加物とする予定でございます。

「３．今後の方針」でございますけれども、今回お願いをしております食品安全委員会の食品健康影響評価の結果、御審議をいただきまして、結果をいただきましたら、それとあわせて、当方、農林水産省の農業資材審議会の飼料分科会において答申を得た上で、必要な手続となっておりますパブリックコメント等を経た上で、告示及び省令の改正手続を進めていきたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長　ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員　この２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンというのは知らないのですけ

れども、既に飼料添加物になっているということですが、これは亜鉛とメチオニン有機体は1対2でこの場合には存在していると思ってよろしいのでしょうか。多分、メチオニンのカルボキシ基が1として、2番目のアミノ基がなくなって、ヒドロキシになっているものと亜鉛のコンプレックスということなので、下に成分規格等云々と書いてありますけれども、量比的には、化学量論的には2対1でこれはなっているものと思ってよろしいのでしょうか。

○沖田畜水産安全管理課課長補佐　そうです。2対1です。

○村田委員　分かりました。

それで、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンというのが動物の体内に入ると、これがメチオニンに変わると理解してよろしい訳ですね。分かりました。

○佐藤委員長　よろしいですか。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。特にありませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。亜鉛は今回は化学形態が違うものですが、食品安全委員会でも幾つか評価がありますので、効率的な評価をお願いしたいと思っております。

それでは、黒羽室長はよろしいのですね。どうもありがとうございました。

続きまして、飼料添加物1案件について、引き続き、農林水産省の沖田課長補佐から説明をお願いいたします。

○沖田畜水産安全管理課課長補佐　それでは、資料1-4を御覧いただきたいと思います。飼料添加物「サリノマイシンナトリウム」の基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取についてでございます。

サリノマイシンナトリウムでございますが、これは飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的、用途といたしまして、昭和53年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定されたポリエーテル系の抗生物質でございます。現在は、鶏と牛を対象とした飼料への添加、使用が認められている物質でございます。

「2. 改正の概要」でございますけれども、これはサリノマイシンナトリウム（その2）に当たりますものの製造用原体（その1）の製造方法の基準では、固結防止のために、質量の3%以内の割合で軽質無水ケイ酸を加えることが可能となっておりますが、今般、事業者から軽質無水ケイ酸の添加上限について、3%では固結の防止に効果が十分得られないということでございますので、12%に変更したいという要望がございました。

また、安定供給と製造コストの軽減を目的とするために、軽質無水ケイ酸だけでなく、同様の効果を有するケイ酸及び無水ケイ酸も使用できるようにするということをしたいと

ということで、上記のこうした変更をすることになりますと、省令で定めております成分規格のうち、強熱残分及び粗脂肪の基準値を変更する必要が出てくることから、変更をさせていただきたいという要望がございました。

今回、新たに使用できることとするケイ酸及び無水ケイ酸については、軽質無水ケイ酸と同様に二酸化ケイ酸を主成分とするものでございまして、二酸化ケイ酸の含量とか、含有する水分量が多少異なるというもので、本質的には同じものでございます。

これらについては、資料１－４の括弧書きのところに説明をさせていただきましたが、平成24年４月に食品安全委員会において、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合する。今回のように固結防止のために物理的に混合するものについては、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものであるという評価をいただいております。農林水産省としても、これまでこれらの物質が賦形物質として飼料添加物として使用されたことによって、人の健康に悪影響を及ぼしたという事例については承知をしてございません。

「３．今後の方針」でございます。今回の改正につきましては、食品安全委員会の御審議をいただき、評価結果をいただきましたら、当省の行います農業資材審議会の飼料分科会の答申を得て、また、パブリックコメント等の所定の手続を経て、省令の改正手続を進めていきたいと考えておるところでございます。

何とぞ御審議の方、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今の農林水産省からの説明を踏まえますと、本件については、ケイ酸及び無水ケイ酸は軽質無水ケイ酸と同様に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の別表第２の「３　飼料添加物一般の製造の方法の基準」（６）において賦形物質等として掲げられている物質であり、これまで飼料として使用され、人の健康に及ぼす悪影響は確認されていないこと、製造の方法の基準における添加上限を変更したとしても、飼料に移行する量を試算するとごく微量であり、同省令上も賦形物質等の上限は設定されていないこと等から、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに相当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

沖田課長補佐、ありがとうございました。

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

6月8日に行われた第21回「企画等専門調査会」において、平成28年度食品安全委員会運営状況報告について、資料2のとおり委員会に報告されることが決定いたしました。

詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

○松原総務課長 時間の都合等もございますので、報告書案のうち、主な事項を中心に御説明申し上げます。

1 ページの「I 総論」においてでございますけれども、所掌事務の着実な実施に取り組んだ旨が掲げられてございます。特に*in silico*評価方法等、新しい評価方法の導入などにつきましては、評価技術企画ワーキンググループにおける調査審議が開始されてございます。また、個々の案件に関する評価については261件の要請が行われるとともに、平成27年度までに要請が行われたもの等を含め、270件の評価結果が通知されてございます。これらには、アクリルアミド、健康と畜牛に関する牛海綿状脳症検査、硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌等に関するものが含まれてございます。

リスクコミュニケーションについては、平成27年5月28日に企画等専門調査会において取りまとめられた「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」に基づき、学校教育関係者を重点対象とした意見交換会の開催、英文電子ジャーナルの発行、Facebookの活用等が行われてございます。

研究・調査事業については、研究・調査企画会議において外部有識者主体の審議が行われてございます。

海外との連携については、ドイツ連邦リスク評価研究所と覚書が締結されるなどしてございます。

2 ページのⅡの1「(1) 委員会会合の開催」については、44回の会合が開催されてございます。

「(2) 企画等専門調査会の開催」については、3回の会合が開催され、食品安全委員会の運営状況、カフェイン、カンピロバクター等、委員会が自から行う評価の対象候補に関する方針、緊急時対応訓練計画などについて調査審議が行われてございます。

(3) においては、個々の案件に関する評価を担当する専門調査会等の開催に関する状況が、他の専門調査会等に属する専門委員の参加に関する状況も含めて掲げられてございます。

3 ページの「(4) 委員会と専門調査会の連携の確保」については、原則として全ての

専門調査会へ委員会委員が参加してございます。

「（５）リスク管理機関との連携の確保」については、平成24年8月31日に関係府省において申し合わされた「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」に基づき、関係府省連絡会議等が開催されてございます。

「（６）事務局体制の整備」については、アレルギー係が設置されるなどしてございます。

4ページの2「（１）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施」のうち、特にいわゆる企業申請品目については79件の要請が行われ、平成27年度までに要請が行われたものを含めて78件の評価結果が通知されてございます。このうち平成21年7月16日に委員会において決定された標準処理期間の1年を超過したものは2件にとどまっております。全体の件数については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、個々の案件に関する評価の状況が5ページまでに掲げられてございます。

6ページの「（２）評価ガイドライン等の策定」のうち、評価技術企画ワーキンググループについては、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、香料に関する食品健康影響評価指針について、平成28年5月17日の委員会において決定されるとともに、酵素に関する食品健康影響評価指針、加工助剤の食品健康影響評価に関する考え方及び栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針について、平成29年3月27日から4月6日まで意見等の募集が行われるなどしてございます。

（３）の委員会が自から行う評価については、平成28年度において、狭義の評価を行う候補として選定された案件はございませんでしたけれども、カフェイン及びカンピロバクターについては、積極的な情報収集等を行うこととされてございます。詳しくは参考資料の参考3にございますので、後ほどまたお目通しいただけたらと思います。

平成27年度までに選定された案件のうち、鉛についてですけれども、調査事業で収集された知見等を基に、専門調査会における調査審議に向けた審議が行われてございます。また、アクリルアミドについては、平成28年4月5日に委員会において評価書が決定されるなどしてございます。

7ページのフモニシンについては、かび毒・自然毒等専門調査会が6回開催されてございます。

アレルギーについては、調査事業が実施されるとともに、検討会が開催されるなどしたところです。

結果の情報発信については、アクリルアミドに関する情報がウェブ等を通じて提供されてございます。また、狭義の評価対象としては選定されなかった案件のうち、人工甘味料及びクルクミンについては、国際機関等を通じて情報収集が進められ、また、ジャーサラダについては、Facebook等を通じた情報提供が行われてございます。

3の「（１）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」については、平成28年11月から調査が実施されて、結果が取りまとめられているところでございます。

8 ページの「（２）食品安全モニターからの報告」については、随時報告及び平成28年3月に実施された意識等調査の結果が委員会に報告されるとともに、平成29年3月においても意識等調査が実施されているところでございます。

4 の「（１）食品健康影響評価技術研究課題の推進」については、平成29年度研究課題が、研究・調査企画会議事前・中間評価部会における審議を経まして、平成29年2月28日に委員会において決定されてございます。また、平成27年度に終了した研究課題の事後評価については、同会議の事後評価部会において実施され、平成28年9月13日に委員会に報告されてございます。さらに、平成28年度研究課題の中間評価については、同会議の事前・中間評価部会において中間評価が実施された後、平成29年2月28日に委員会において研究の継続が決定されてございます。

9 ページの「④実地指導」については、平成28年10月に行われてございます。

「⑤関係府省との連携」については、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の構成員と情報交換が行われるなどしてございます。

「（２）食品の安全性の確保に関する調査の推進」については、研究・調査企画会議の事前・中間評価部会における審議を経て、平成29年2月28日に委員会において課題が選定されるなどしてございます。また、平成28年度調査の課題については、実施計画及び報告書がウェブを通じて公開されてございます。

10ページの5の1「（１）ホームページ」を通じた情報の発信については、先ほど申し上げました健康と畜牛のBSE検査に関するものを始めといたしまして、各種の評価等に関する情報の提供が行われてございます。

「（２）Facebook」については、情報発信体制の構築等が新たに行われてございます。

「（３）メールマガジン」については、定例的なものに加え、食中毒の発生等を受けた臨時版を含む読み物を主な内容としたものも配信されてございます。

「（４）ブログ」については、先ほど申し上げました読み物を含む配信等が行われてございます。

「（６）季刊紙『食品安全』」については「（５）季刊紙『食品安全』」の誤りでございます。たいへん失礼いたしました。

また、次の「（５）意見交換会」については「（６）意見交換会」の誤りでございます。学校関係者等を対象として9回開催されてございます。

11ページの「（７）食品安全モニターに対する情報提供等」については、行事等に関する情報提供などを着実に実施したところでございます。

また、2の「（１）「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施」については、8か所において開催されるとともに、中・上級者向けの講座が平成29年3月に精講として開催されるなどしてございます。

「（２）食品安全に関する取組の普及啓発」については、地方公共団体が開催する意見交換会等に対する講師の派遣を着実に行ってございます。

また「（３）食の安全ダイヤルへの対応」については、主な質問事項についてウェブ等に掲載するとともに、関係省庁に対する情報提供を行ってございます。

12ページ、３「（１）リスク管理機関との連携について」は、リスクコミュニケーション担当者会議に対する参画を着実に進めているところでございます。

また「（２）地方公共団体との連携」については、全国食品安全連絡会議が開催されるなどしてございます。

「（３）マスメディア、消費者団体との連携」につきましては、意見交換会がそれぞれ４回、２回開催されてございます。

「（４）学術団体との連携」については、各種のブース展示等を行ってございます。

６の「（１）緊急事態への対応」については、平成28年度においては大規模な事態は発生いたしませんでしたが、一般の食中毒について、情報の提供を行うなどしてございます。

13ページの「（２）緊急事態への対応体制の整備」及び「（３）緊急時対応訓練の実施」については、平成28年度緊急時対応訓練計画に基づき、平成28年11月までに実務研修が実施されるとともに、平成29年１月16日に確認訓練が実施されるなどしてございます。

７の「（１）食品の安全性の確保に関する最新情報の収集・整理」につきましては、毎日関係者に配布するなどしてございます。

また、14ページの「（２）『食品安全総合情報システム』の運用」については、「隔週報」の提供等を行ってございます。

「（３）収集した情報の様々な活用」については、Facebook等を通じて発信が行われるとともに、厚生労働省に対する提供等が行われてございます。また、これらの情報につきましては、委員会が自から行う評価の候補案件に関する整理分析にも用いられてございます。

８の「（１）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣」につきましては、委員等の派遣がJECFAの専門家会合等を始めといたしまして20回にわたって行われてございます。

15ページの「（２）海外研究者等の招へい」につきましては、BSEに関するセミナーを初めといたしまして、各種の行事が実施されてございます。

また「（３）海外の食品安全機関等との連携強化」は、先ほど申し上げたとおり、ドイツ連邦リスク評価研究所と覚書が締結されるとともに、欧州食品安全機関等との相互訪問なども行われてございます。また、農薬等の国際共同評価を始めといたしまして、各分野においても積極的な意見等の交換が行われてございます。

「（４）海外への情報発信」については、月報及び評価書要約の英訳についてウェブを通じた公開、海外機関に対する送付が行われるとともに、英文電子ジャーナルの発行等も行われてございます。

16ページの「Ⅲ 平成28年度における委員会の運営状況の総括」のうち、「１ 食品健康影響評価」については、先ほど申し上げましたとおり、270件の案件について終了するな

ど着実に行われるとともに、新たに清涼飲料水等に関するワーキンググループや評価技術企画ワーキンググループが開催されるなど、体制の強化も図られているところでございます。ただ、評価中の案件が360件に及ぶことも考えますと、引き続き体制を強化するとともに、特にいわゆる企業申請品目について、標準処理期間の遵守に努める必要があらうかと思ひます。その際には、国際動向を十分に踏まえるとともに、職員の能力向上に一層努めることが必要と考えてございます。

また、委員会が自から行う評価についても、アレルギー等を始めとして、着実に進めていく必要があらうかと思ひます。

「2 食品健康影響評価技術研究」については、研究の有用性に重点を置いた課題の選定等が行われたと考えられますけれども、引き続き、外部有識者によるレビューを適切に行うとともに、課題については募集段階から目的意識を明確化すること等が必要でござひます。

「3 リスクコミュニケーション」についてですが、意見交換会の実施、講座の開催、Facebookによる情報提供を通じて、国民のニーズを踏まえたものとなるよう努めてきたところでござひますけれども、限られた資源の効率的な活用の観点から、対象分野や対象者の重点化が必要と考えられるところでござひます。

「4 国際関係」については、ドイツ連邦リスク評価研究所との覚書が締結されるなど、海外機関との連携が強化されたと考えてござひますけれども、国際会議の共同開催等、より実質的な活動を実施したり、他の機関とも更に協力文書を締結したりするということも検討する必要があらうかと思ひます。

17ページ、「5 緊急時対応」については、平成28年度においては大規模な事態が発生しなかつたものの、引き続き、体制の整備を図る必要があらうかと思ひております。

これらの課題につきましては、平成29年度の食品安全委員会運営計画に掲げられている（1）から（5）までの事項の実施に当たって、特に十分留意の上、対応してまいりたいと事務局としても考えてござひます。

御報告は以上のとおりでござひます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

こうして振り返ってみると、随分たくさんの方のアクティビティーがあつたなという感じがいたします。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 前回行われた企画等専門調査会に出席しまして、その際、専門委員の方々から出た御意見が反映された報告書になっていると思ひます。

それで、2点あるのですけれども、まず1点目なのですが、7ページから始まる「3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」の次のページをめくった「(2) 食品安全モニターからの報告」の部分と、それから、10ページの「5 リスクコミュニケーションの促進」に関して「1 様々な手段を通じた情報の発信」の中の(2)から、ここは(5)と(6)の順番が逆なのか数字が間違えているのか分からないのですけれども、Facebook、メールマガジン、ブログについてなのですが、その他の項目で評価案件の数とか、数字で割と示されている研究課題の数とかが多いので、それに倣って、8ページの「(2) 食品安全モニターからの報告」も、随時報告が委員会会合で報告された記憶はあるのですが、何件報告されたか、もし分かれば、特に内容に関しては必要ないと思うのですけれども、モニターさんの活動と、また社会的な状況として把握することができるかと思うので、数字があった方がいいと思います。

それから「(2) Facebook」「(3) メールマガジン」「(4) ブログ」に関しても、かなりの情報発信をしていると思っています。資料を見ても、どの程度の情報発信が行われたかという記載がちょっと不足しているかと思うので、このFacebook、メールマガジン、ブログに関して、もし件数が分かるようであれば、追加記述してはいかがでしょうかということです。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

具体的な数字を書いた方がよろしいという御意見だったのですけれども、ごもっともかとも思いますし、他の部分との平仄が合うようにも思いますが、事務局、いかがでしょう。

○松原総務課長 御発言を踏まえ、件数などを入れさせていただきたいと思います。

また、一部ナンバリングなどに誤謬がございましたので、併せて訂正も行いたいと思います。

○佐藤委員長 分かりました。

他に何か御質問あるいは今のような御意見がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、今、数値を入れた方がいいという御意見があったのと、あと、一部ちょっと数字の間違いがあったので、そのところを修正していただいた上で、決定するという事でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週6月27日火曜日14時から開催を予定しております。

また、21日水曜日10時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、22日木曜日14時から「プリオン専門調査会」が公開で、23日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、同じく14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第654回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。